

2025年2月17日  
東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社  
岩手県北自動車株式会社

## 鉄道事業者とバス事業者による 岩手県県央部と沿岸部間の共同経営の認可について

東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社と岩手県北自動車株式会社は、公共交通の利用促進及び岩手県県央部と沿岸部間の利便性向上を目的に「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」（以下「独占禁止法特例法」）第9条第1項の規定に基づき、共同経営の認可申請を行っていましたが、本日（2月17日）付けで国土交通大臣に認可されましたのでお知らせいたします。

### 1 実施期間

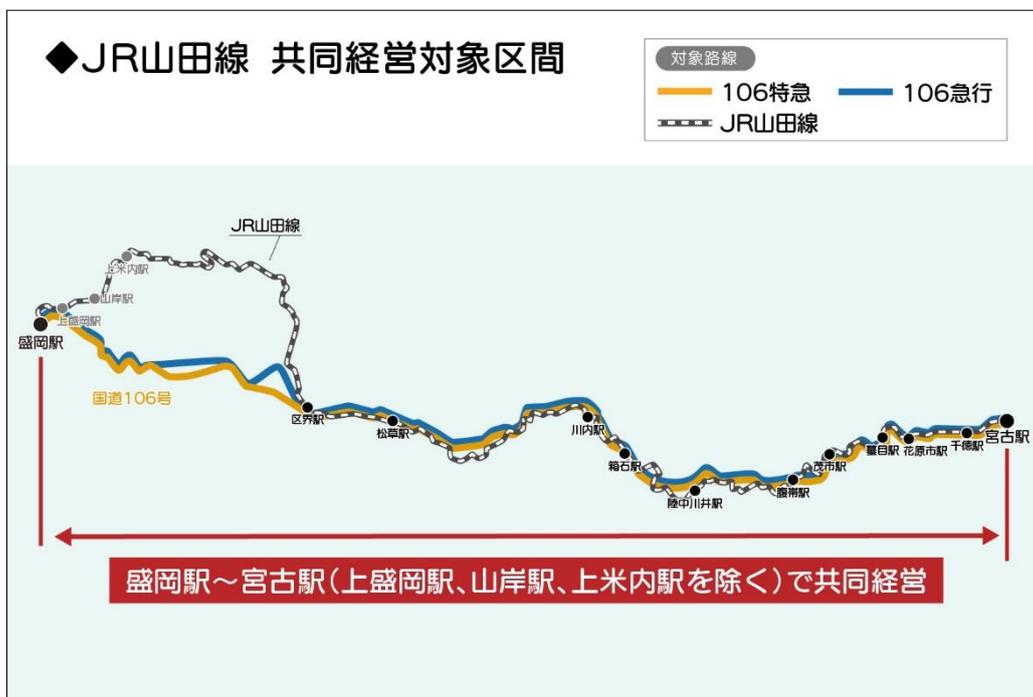
2025年4月1日（火）～2030年3月31日（日）

※実施期間を変更する場合があります。

### 2 対象エリア

JR東日本（山田線）：盛岡駅～宮古駅間（上盛岡駅、山岸駅、上米内駅を除く）

岩手県北バス（106バス）：盛岡駅前（東口）、区界、松草、川内、箱石、川井、腹帯、茂市、  
墓目、花原市、千徳駅前、宮古駅前

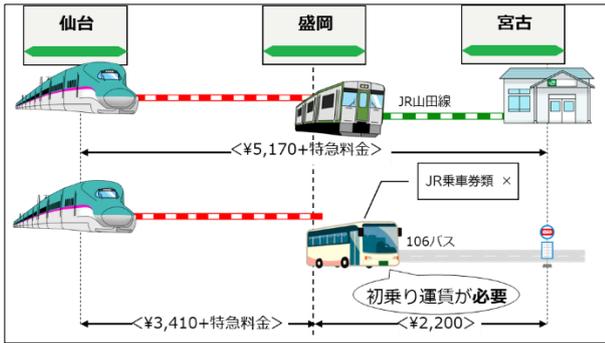


### 3 共同経営計画に基づく実施内容

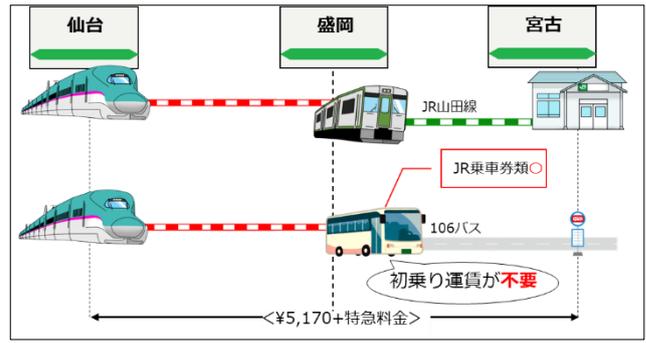
独占禁止法特例法に基づく共同経営の認可を取得したことにより、山田線盛岡駅～宮古駅間（上盛岡駅、山岸駅、上米内駅を除く）を有効区間とするJRの乗車券類で106特急・急行バス（以下、106バス）を利用できる仕組みを継続実施することが可能となりました。共同経営期間の中で、鉄道とバスの効率的なダイヤ設定や、各駅に対応するバス停留所の整理等を実施し、公共交通の更なる利便性の向上に取り組んでまいります。

## 【実施イメージ】

### 実証実験前



### 2024年4月～(継続)



## 4 2024年度の実証実験の概要

### (1) 取組み内容

2024年4月1日(火)～2025年3月31日(月)の1年間、山田線盛岡駅～宮古駅間(上盛岡駅、山岸駅、上米内駅を除く)を有効区間とするJRの乗車券類で106バスを利用できる実証実験を実施しています。

### (2) 振り返り

利用実績 JR乗車券類でバスをご利用になられた人数 1日平均約34人

(2024年4月1日～2025年1月31日)

利用傾向 下り(宮古行)よりも上り(盛岡行)のご利用が2割程度多い

8割程度が直通(盛岡～宮古間)のご利用

コメント JR : 公共交通の利便性向上につながったものと考えています。

県北バス : 実証実験においては、盛岡-宮古間の地元利用に加えて、発着地が仙台や首都圏のお客さまも多く、当初の想定以上に首都圏など県外からのニーズがあることがわかりました。

## 【参考】 独占禁止法特例法に基づく共同経営について

### ●特例法成立の背景

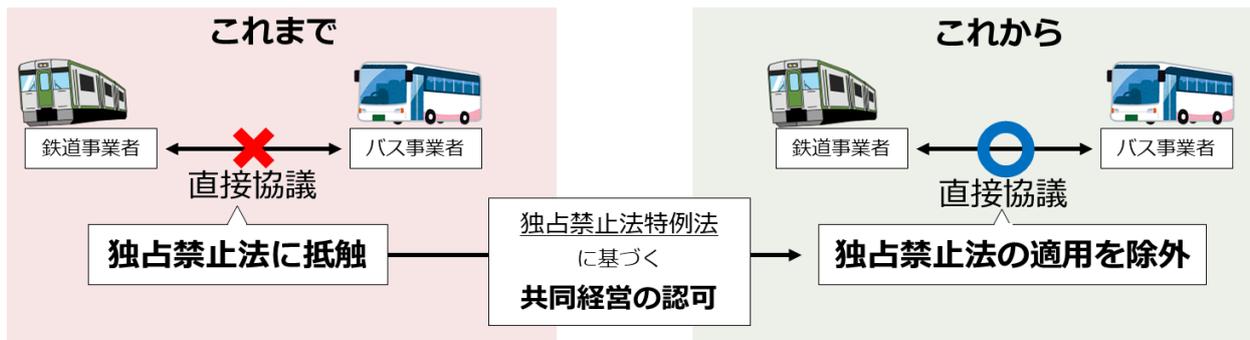
(前略)乗合バス事業者は地域の主要な交通手段として、(中略)地域住民の生活や地域経済を下支えする重要なサービスを提供していますが、人口減少等を理由として、(中略)厳しい経営環境に置かれています。そこで、経営力の強化のための選択肢の一つとして、同業者間での経営統合や共同経営が考えられますが、これらが競争制限的である場合には、独占禁止法により禁止されます。このため、人口減少下において、地域における基盤的なサービスの提供を維持するという政策目的を達成する限度において、独占禁止法の特例を設けることが必要となりました。(後略)

### ●「共同経営」

「共同経営」という用語については、独占禁止法特例法において定義が設けられていませんが、事業者の合併等によらず、企業形態をそのまま維持しつつ、複数の事業者が共同で、運賃・路線・ダイヤ等の設定を行うことにより、乗合バス事業等の経営を行うことを想定しています。

※「独占禁止法特例法の共同経営計画等の作成の手引き(第3版)」より引用

(<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001633215.pdf>)



～認可により可能となる事例～

### 事業者間協議による調整不可

運行回数等の調整は事業者間での直接協議が独占禁止法に抵触する恐れから、各事業者による独自設定が基本

だんご状態で低効率のダイヤ

事業者間清算

各社の運賃・乗車人員に応じて運賃収入を清算  
(競争性が確保される場合は独占禁止法に抵触しない)

### 事業者間協議により調整可能

事業者間の直接協議が可能となり、利用者にとってわかりやすく使いやすいサービスと、事業者にとって効率的なサービス提供が実現しやすくなる

等間隔ダイヤで利用しやすく

事業者間清算 (共同経営)

事業者間の協議により、清算単価を調整  
利用実績に応じて事業者間で清算

●認可を受けるためには

共同経営について、国土交通大臣の認可を受けるためには、当該協定が全ての認可基準に適合する必要があります。

詳しくは国土交通省ホームページ (<https://www.mlit.go.jp/common/001390649.pdf>) をご覧ください。

**【報道機関お問い合わせ先】**  
 東日本旅客鉄道株式会社 盛岡支社 総務・広報・勤労ユニット TEL 019-625-4012  
 岩手県北自動車株式会社 高速路線部 荒屋敷 TEL 019-641-7770